

令和6年度

特産品の開発を支援します

神川町特産品開発 支援事業補助金

神川町では、町の地域資源等を活用した特産品の開発を支援し、地域経済の活性化及び地域産業の振興を図るため、特産品を新たに開発し販売する事業に補助金を交付します。

補助対象事業

特産品を新たに開発し販売する事業 ※ 次のいずれにも該当するもの

- ・将来にわたり、町の特産品として定着が期待されること
- ・名称及び意匠が町と関わりがあること

補助金額

上限 **20** 万円（補助対象経費の 1/2）

※ 申請額が予算上限額に達した時点で申請の受付を終了します

補助対象者

- ・町内に住所を有する個人または団体
- ・町内に事業所を有する法人

補助対象経費

- ・特産品の開発に要する経費
- ・品質検査、栄養成分の分析等に要する経費
- ・商品のパッケージ、ラベル等の製作に要する経費
- ・商標登録等に要する経費
- ・販売促進に係る広告宣伝に要する経費

詳細は神川町ホームページでご確認ください。

神川町 特産品開発支援事業補助金



▼申請・問い合わせ先

神川町役場 経済観光課 商工観光担当 ☎0495-77-0703

神川町特産品開発支援事業補助金の申請から交付までの流れ

申請

経済観光課へ申請書類を提出してください。

▼申請書類

- 神川町特産品開発支援事業補助金交付申請書【様式第1号】
- 事業計画書及び収支予算書【様式第1号別紙】
- 補助対象経費の算出根拠となる書類（見積書の写し等）
- その他町長が必要と認めるもの

申請内容の審査 補助金交付決定

申請内容を審査後、「補助金交付（不交付）決定通知書【様式第2号】」を郵送します。

交付決定を受けてから、事業に着手してください。

※ 交付決定前に、事業着手したものは補助対象外となりますのでご注意ください。

変更等申請

申請した事業内容を変更・中止・廃止する場合

経済観光課へ「変更等承認申請書【様式第3号】」に必要書類を添えて提出してください。

変更内容の審査 変更等承認決定

申請内容を審査後、「変更等承認（不承認）決定通知書【様式第4号】」を郵送します。

実績報告

経済観光課へ実績報告書類を提出してください。

▼実績報告書類

- 神川町特産品開発支援事業補助金実績報告書【様式第5号】
- 事業報告書及び収支決算書【様式第5号別紙】
- 補助対象経費に係る領収書又は支払を証する書類の写し
- 事業の実施状況が確認できる書類（写真等）
- その他町長が必要と認めるもの

事業が完了し、支払いが済んだら、実績報告を行ってください。

補助金の確定

報告内容を審査後、「補助金確定通知書【様式第6号】」を郵送します。

補助金の請求

経済観光課へ「補助金交付請求書【様式第7号】」を提出してください。

補助金の交付

請求書に記載された口座に補助金を振込みます。